

## 富士河口湖町「涼み処」の指定等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、熱中症による町民の健康に係る被害の発生を防止するため、町民が涼しく過ごせる町内の施設を「涼み処」として指定すること等に関して、気候変動適応法（平成30年法律第50号。以下「法」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「涼み処」とは、法第21条第1項の規定により町が指定する指定暑熱避難施設をいう。

### (指定にかかる基準)

第3条 「涼み処」の指定を受けることができる施設は、法第21条第1項各号に定めるもののほか、次に掲げる基準のいずれかにも該当する施設とする。

- (1) 冷房設備を有し、町民等の休息のために必要かつ適切な空間が確保されていること。
- (2) 公序良俗に反する施設でないこと。
- (3) その他町長が適当と認める施設であること。

### (協定書)

第4条 町長は、前条に規定する指定暑熱避難施設「涼み処」としての指定及び運営等必要な事項について、当該施設との間に協定書を取り交わすものとする。

### (指定申請)

第5条 「涼み処」の指定を受けようとする施設を管理する者は、富士河口湖町「涼み処」指定申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。ただし、町が管理する施設にあっては、この限りではない。

### (指定の決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、申請内容を審査し、適当と認めるときは、該当施設を「涼み処」として指定し、富士河口湖町「涼み処」指定通知書（様式第2号）を交付するものとする。

2 前項の規定による指定を受けた施設は、町から配布される「涼み処」に関するポスターを見やすい位置に設置するものとする。

(登録簿)

第7条 町長は、前条第1項の規定による指定を行った又は町の管理する施設を「涼み処」に指定したときは、当該指定した施設にかかる事項を登録簿に記載するものとする。

(指定の取り消し)

第8条 町長は、法第22条第1項及び第2項の規定により、第6条第1項に規定による指定を取り消したときは、指定の取り消しを受けた施設の管理者に対して、富士河口湖町「涼み処」指定取消通知書(様式第3号)を交付し、前条に規定する登録簿から当該指定を取り消した施設を削除するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年 1月15日から施行する。